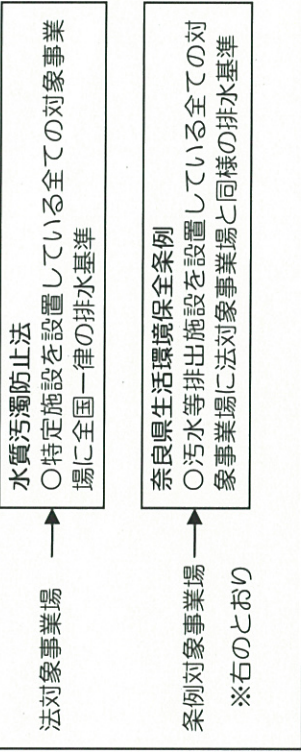


奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について（概要）

有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条）

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀化合物、フエチレン、シクロオキサン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン



【汚水等排出施設】<施行規則 別表第二で指定>

- 1 ひろく一般の用に供する施設であって次に掲げるもの
 - (1) 廃ガス洗浄施設
 - (2) 湿式集じん施設
- 2 医療法第1条の5第1項に規定する病院（患者50人以上を入院させるための施設を有するものに限る。）に設置される施設であって次に掲げるもの
 - (1) レントゲン自動現像装置
 - (2) 臨床検査室
 - (3) 自動洗びん施設
- 3 家畜飼養業の用に供する畜舎であって飼養規模が豚（生後5月未満のものを除く。）の飼養頭数が50頭以上又は牛若しくは馬の飼養頭数若しくはこれらの合計が20頭以上であるもの

水質汚濁防止法の主な改正の概要

【主な改正内容】

（有害物質の追加） 施行令第2条

・1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、トランス-1,2-ジクロロエチレン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物が追加

（排水基準の追加） 法第3条第1項

- ・1,4-ジオキサン 0.5mg/L
- ・ほう素及びその化合物（ほう素として） 10mg/L
- ふっ素及びその化合物（ふっ素として） 8mg/L
- アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素として） 100mg/L

※ 畜産業に関しては、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物について、暫定基準が設定されている。 暫定基準 900mg/L（H25.7.1より700mg/Lを予定）

奈良県生活環境保全条例施行規則の主な見直し内容

水質汚濁防止法に定める特定施設以外に独自に汚水等排水施設を指定し、水質汚濁防止法と同じ排水基準を適用してきた。

水質汚濁防止法の排水基準の変更に併せて、有害物質の追加と排水基準の設定が必要

- ・施行規則第6条に定める汚水等に係る有害物質に追加
- ・施行規則第16条に定める有害物質に係る排水基準（別表第六 1）に物質の種類及び許容限度を追加、その他の汚染状態に係る排水基準（別表第六 2）より「弗素含有量」を削除
- ※（畜産業にかかると）暫定基準の設定の検討

【実態調査等の実施】
届出施設の立入による状況調査、排水の測定による実態調査
暫定基準の設定